

# 名古屋アマデウス室内管弦楽団 規約

## 第 1 条 名称

本団体は「名古屋アマデウス室内管弦楽団」と称する。

## 第 2 条 目的

本団体は室内オーケストラとしての演奏活動を通じて、団員相互の親睦と演奏技術の向上を図り、地域文化の発展に寄与することを目的とする。

## 第 3 条 活動

W. A. モーツァルト及び F. J. ハイドンに代表される古典派の楽曲を中心に演奏活動を行う。

2 原則として年1回、演奏会を開催する。そのための準備期間として5～6月間を当てる。

## 第 4 条 団員

団員は本団体の活動目的に賛同し、意欲と熱意を持って活動に参加する者とする。

## 第 5 条 入団

本団体に入団を希望する者は、パートリーダーに入団届を提出し、その承認を経なければならない。ただし、パートリーダー不在時は、役員会の承認を経るものとする。

## 第 6 条 退団

本団体の団員は、次号のいずれかに該当するときは団員の資格を失うものとする。

- 1) 退団の意志を表明したとき。
- 2) 定められた期日までに団費を納入しないとき。
- 3) 団の秩序を乱し、団の活動に支障を与えたとき。

## 第 7 条 役員

本団体は次の役員をおく。また、必要に応じて別途役員を定めることができる。

- 1) 代表
- 2) インспекター
- 3) 会計
- 4) コンサートマスター
- 5) 弦・管セクションリーダー

## 第 8 条 役員任期

本団体の役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

## 第 9 条 役員選任

本団体の役員は、総会において選任する。

## 第 10 条 役員職務

代表は本団体の代表者として団の運営を統括する。

- 2 インспекターは団内外の連絡調整を担当する。
- 3 会計は本団体の会計を担当する。
- 4 コンサートマスターは演奏全般を統率し、演奏技術の向上に努める。
- 5 弦・管セクションリーダーはセクション内の統率及びパート間の連絡調整を行うとともに、必要に応じてエキストラ招聘を行う。

## 第 11 条 総会

総会は全団員で構成し、本団体の最高決議機関とする。

- 2 総会は年1回開催する。ただし、団員の2分の1以上の要請により臨時総会を開催することができる。
- 3 議長は、総会出席者全員の互選による。
- 4 総会は全団員の2分の1以上の出席又は委任状により成立し、出席者の過半数により議決する。

- 5 総会は次の事項を決定する。
  - 1) 役員を選任
  - 2) 活動計画及び予算
  - 3) 活動報告及び決算
  - 4) 規約の変更
  - 5) その他団の運営に関わること。

#### 第12条 役員会

役員会は、全役員で構成する。

- 2 役員会は、代表が招集し議長を務める。
- 3 役員会は、次の事項を決定する。
  - 1) 演奏会及び練習計画に関すること。
  - 2) 演奏会場及び練習会場に関すること。
  - 3) 指揮者や独奏者との出演交渉に関すること。
  - 4) 会計処理に関すること。
  - 5) 総会の開催に関すること。
  - 6) その他必要事項

#### 第13条 団費

本団体の団費及び納入時期は、演奏会ごとに役員会で決定される。

- 2 団員は定められた期日までに団費を納入しなければならない。
- 3 休団者は団費の納入を免除される。

#### 第14条 会計

本団体の活動に要する費用は、団費、補助金、広告収入及びその他収入をもって当てる。

#### 第15条 会計年度

本団体の会計年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

#### 第16条 会計監査

本団体に会計監査員をおく。監査員は会計監査を実施するとともに、総会において監査報告を行う。

#### 第17条 規約改定

規約の改定は、総会において全団員の3分の2以上の賛成により決定される。

#### 付則

この規約は、2008年1月20日から施行する。

2021年9月5日、一部改定する。

#### <主な改定内容>

2021年9月5日

第5条 入団は、入団届を提出し、パートリーダー（不在時は役員会）の承認を経るものとする。

第6条 1) 退団は、その意志表明で可能とし、様式は定めない。

第7条 役員は、必要に応じて、別途定めることができるものとする。